

## 今後の方向性等について（案）

最高速度違反による交通事故対策検討会（以下「検討会」という。）において、「最高速度違反による交通事故対策検討会中間報告書（案）」（資料 4 参照。以下「中間報告書」という。）を取りまとめたことを踏まえ、同中間報告書に基づき、今後、次のとおり取り組むこととしてはどうか。

## 1 最高速度違反による交通事故対策の推進

関係機関・団体において、中間報告書第 6 章第 1 節 2 の当面の最高速度違反による交通事故対策に基づき、第 5 章に掲げる各種対策を推進する。

## 2 検討会における検討等

検討会については、今後、1 の推進状況を踏まえ、必要に応じて開催することとする。その際、主に次の事項についてフォローアップ及び検討を行う。

## （1）交通事故統計の更なる分析

中間報告書第 6 章第 2 節 1 の交通事故統計の更なる分析

（最高速度違反による交通事故の発生状況についての深掘り等を含む。）

## （2）1 の対策のフォローアップ及び今後の対策の検討等

運転者側の対策、車両側の対策及び道路側の対策（交通安全施設を含む。）のフォローアップ

車両側の対策のうち、I S A 等最高速度規制を遵守させるため広く効果が見込まれる技術について、我が国を始め諸外国における技術開発の動向等に関するフォローアップ

上記のフォローアップを踏まえた今後の対策の検討

最高速度違反による交通事故対策に係る国民の意識調査の検討